

事故米穀影響事業者経営支援交付金交付要綱

制 定 平成21年3月4日 20総合第1700号

- 第1 農林水産大臣は、事故米穀影響事業者緊急経営支援事業実施要領(平成21年3月4日付け20総合第1699号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要領」という。)に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、事故米穀経営支援協議会(以下、「協議会」という。)に事故米穀影響事業者経営支援交付金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。
- 第2 第1に規定する事業に要する経費は、定額とする。
- 第3 協議会は、交付金の交付の申請をしようとするときは、別記様式第1号による交付申請書正副2部を農林水産大臣に提出するものとする。
- 第4 交付申請書の提出期限は、農林水産大臣が別に定める日までとする。
- 第5 農林水産大臣は、第3の規定による交付金交付の申請があった場合には、当該申請の内容について審査を行うものとし、交付金の交付を決定したときは、遅滞なく別記様式第2号による交付金交付決定書を協議会に送付するものとする。
2 前項の決定に当たっては、農林水産大臣は必要な条件を付することができる。
- 第6 協議会は、概算払をもって交付金の請求をしようとするときは、別記様式第3号による概算払請求書正副2部を農林水産大臣に提出するものとする。
- 第7 交付金交付決定書の送付を受けた協議会は、別記様式第4号による実績報告書正副2部を交付金の交付のあった翌年度の4月10日までに農林水産大臣に提出するものとする。
- 第8 農林水産大臣は、協議会が、交付金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に定めるところに違反したときは、交付金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。
2 前項の場合には、農林水産大臣は協議会に対し、遅滞なくその旨及びその理由を通知するものとする。
- 第9 農林水産大臣は、交付金の交付決定を取り消した場合において、交付対象事業の取消しに係る部分に関し、既に交付金が交付されている場合には、期限を定めてその返還を命ずることができるものとする。
2 協議会は、前項の規定により交付金の返還を命じられた場合には、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、年利10.95%の割合で計算した加算金を国庫納付するものとする。
- 第10 協議会は、交付対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類又は証拠物を当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 第11 農林水産大臣は、協議会が事故米穀影響事業者緊急経営支援事業を行わなくなった場合において、交付金相当額に残余があるときは、国庫に返納するよう命ずることができるものとする。
- 第12 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関して必要な事項については、農林水産省総合食料局長が別に定めるものとする。

別記様式第1号（第3関係）

平成〇〇年度事故米穀影響事業者経営支援交付金交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
事故米穀経営支援協議会
会長 ○ ○ ○ ○ 印

下記のとおり事故米穀影響事業者緊急経営支援事業を実施したいので、事故米穀影響事業者経営支援交付金交付要綱（平成21年3月4日付け20総合第1700号農林水産事務次官依命通知）第3の規定に基づき、交付金〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円の交付を申請する。

記

1 経費の配分：

区 分	交付金 (円)	備 考
事故米穀影響事業者経営支援交付金		
Ⅰ 事故米穀対象製品廃棄等経費助成事業費		
Ⅱ 事故米穀影響事業者売上総利益減少助成事業費		
Ⅲ 事故米穀影響事業者経営支援利子助成事業費		
計		

2 事業完了予定年月日：

3 添付資料

- (1) 設立規約
- (2) 業務方法書
- (3) 事業計画書及び収支予算書

別記様式第2号（第5関係）

平成〇〇年度事故米穀影響事業者経営支援交付金交付決定通知書

番 号
年 月 日

事故米穀経営支援協議会会長 殿

農林水産大臣 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号をもって申請のあった平成〇〇年度事故米穀影響事業者経営支援交付金については、下記のとおり交付することに決定したので、事故米穀影響事業者経営支援交付金交付要綱（平成21年3月4日付け20総合第1700号農林水産事務次官依命通知）第5の規定により通知する。

記

交付金の交付決定額は、金〇〇〇〇〇〇〇円とする。

区 分	交付金 (円)	備 考
事故米穀影響事業者経営支援交付金		
Ⅰ 事故米穀対象製品廃棄等経費助成事業費		
Ⅱ 事故米穀影響事業者売上総利益減少助成事業費		
Ⅲ 事故米穀影響事業者経営支援利子助成事業費		
計		

別記様式第3号（第6関係）

平成〇〇年度事故米穀影響事業者経営支援交付金概算払請求書

番 号
年 月 日

農 林 水 産 大 臣 殿
官署支出官
農林水産省大臣官房経理課長 殿

所在地
事故米穀経営支援協議会
会長 ○ ○ ○ ○ 印

平成〇〇年〇月〇〇日付け〇〇総合第〇〇〇〇号により交付金の交付決定の通知があった事故米穀影響事業者緊急経営支援事業について、事故米穀影響事業者経営支援交付金交付要綱（平成21年3月4日付け20総合第1700号農林水産事務次官依命通知）第6の規定に基づき、下記により、金〇〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求します。

記

別記様式第4号（第7関係）

平成〇〇年度事故米穀影響事業者経営支援交付金実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
事故米穀経営支援協議会
会長 ○ ○ ○ ○ 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇総合第〇〇〇〇号により交付金の交付決定の通知があった事業について、下記のとおり実施したので、事故米穀影響事業者経営支援交付金交付要綱（平成21年3月4日付け20総合第1700号農林水産事務次官依命通知）第7の規定により、その実績を報告する。なお、併せて精算額として事故米穀影響事業者経営支援交付金〇〇〇〇〇〇〇〇円の交付を請求する。

記

- (注) 1 記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。
2 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿の写しを添付すること。